

政策目標 11-1 正誤表（訂正箇所は下線部分）

（訂正日：令和5年10月13日）

ページ	正	誤																																				
297	<p>政策目標 11-1：たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保</p> <p>[主要]政11-1-1-B-2：20歳未満の者の喫煙防止に対する取組</p> <table border="1" data-bbox="225 384 1463 1209"> <tr> <td data-bbox="225 384 388 611">目 標</td> <td data-bbox="388 384 1317 495">20歳未満の者の喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。</td> <td data-bbox="1317 384 1463 611" rowspan="2">達成度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 495 388 611"></td> <td data-bbox="388 495 1317 611">(目標の設定の根拠) 20歳未満の者の喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 611 388 1209">実績及び目標の達成度の判定理由</td> <td data-bbox="388 611 1317 1209"> <p>20歳未満の者の喫煙防止の観点から、自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別機能付きたばこ自動販売機（以下、「年齢識別自販機」）の導入をたばこ小売販売業の許可の条件としており、<u>2,347</u>の小売店に条件を付与しました（参考指標 1 参照）。また、インターネットにより製造たばこを販売する場合には、予め公的な証明書により購入者の年齢確認等を行った上で販売することを許可の条件としており、41の小売店に条件を付与しました。</p> <p>なお、年齢識別自販機については、令和8年3月のタスポ事業終了を見据え、マイナンバーカード方式による年齢識別装置が導入されるよう、業界団体に対してその検討を促しました。</p> <p>このほか、各地で業界団体が開催する20歳未満の者の喫煙防止に係る会議に参加し、小売店に対して20歳未満の者の喫煙防止を徹底すること等を要請しました。</p> <p>このように、20歳未満の者の喫煙防止に係る必要な取組等を行ったことから、達成度は「○」としました。</p> </td> <td data-bbox="1317 611 1463 1209" rowspan="2">○</td> </tr> </table>	目 標	20歳未満の者の喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。	達成度		(目標の設定の根拠) 20歳未満の者の喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>20歳未満の者の喫煙防止の観点から、自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別機能付きたばこ自動販売機（以下、「年齢識別自販機」）の導入をたばこ小売販売業の許可の条件としており、<u>2,347</u>の小売店に条件を付与しました（参考指標 1 参照）。また、インターネットにより製造たばこを販売する場合には、予め公的な証明書により購入者の年齢確認等を行った上で販売することを許可の条件としており、41の小売店に条件を付与しました。</p> <p>なお、年齢識別自販機については、令和8年3月のタスポ事業終了を見据え、マイナンバーカード方式による年齢識別装置が導入されるよう、業界団体に対してその検討を促しました。</p> <p>このほか、各地で業界団体が開催する20歳未満の者の喫煙防止に係る会議に参加し、小売店に対して20歳未満の者の喫煙防止を徹底すること等を要請しました。</p> <p>このように、20歳未満の者の喫煙防止に係る必要な取組等を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○	<p>政策目標 11-1：たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保</p> <p>[主要]政11-1-1-B-2：20歳未満の者の喫煙防止に対する取組</p> <table border="1" data-bbox="1552 323 2783 1209"> <tr> <td data-bbox="1552 384 1715 611">目 標</td> <td data-bbox="1715 384 2644 495">20歳未満の者の喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。</td> <td data-bbox="2644 384 2783 611" rowspan="2">達成度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1552 495 1715 611"></td> <td data-bbox="1715 495 2644 611">(目標の設定の根拠) 20歳未満の者の喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1552 611 1715 1209">実績及び目標の達成度の判定理由</td> <td data-bbox="1715 611 2644 1209"> <p>20歳未満の者の喫煙防止の観点から、自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別機能付きたばこ自動販売機（以下、「年齢識別自販機」）の導入をたばこ小売販売業の許可の条件としており、<u>2,346</u>の小売店に条件を付与しました（参考指標 1 参照）。また、インターネットにより製造たばこを販売する場合には、予め公的な証明書により購入者の年齢確認等を行った上で販売することを許可の条件としており、41の小売店に条件を付与しました。</p> <p>なお、年齢識別自販機については、令和8年3月のタスポ事業終了を見据え、マイナンバーカード方式による年齢識別装置が導入されるよう、業界団体に対してその検討を促しました。</p> <p>このほか、各地で業界団体が開催する20歳未満の者の喫煙防止に係る会議に参加し、小売店に対して20歳未満の者の喫煙防止を徹底すること等を要請しました。</p> <p>このように、20歳未満の者の喫煙防止に係る必要な取組等を行ったことから、達成度は「○」としました。</p> </td> <td data-bbox="2644 611 2783 1209" rowspan="2">○</td> </tr> </table>	目 標	20歳未満の者の喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。	達成度		(目標の設定の根拠) 20歳未満の者の喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>20歳未満の者の喫煙防止の観点から、自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別機能付きたばこ自動販売機（以下、「年齢識別自販機」）の導入をたばこ小売販売業の許可の条件としており、<u>2,346</u>の小売店に条件を付与しました（参考指標 1 参照）。また、インターネットにより製造たばこを販売する場合には、予め公的な証明書により購入者の年齢確認等を行った上で販売することを許可の条件としており、41の小売店に条件を付与しました。</p> <p>なお、年齢識別自販機については、令和8年3月のタスポ事業終了を見据え、マイナンバーカード方式による年齢識別装置が導入されるよう、業界団体に対してその検討を促しました。</p> <p>このほか、各地で業界団体が開催する20歳未満の者の喫煙防止に係る会議に参加し、小売店に対して20歳未満の者の喫煙防止を徹底すること等を要請しました。</p> <p>このように、20歳未満の者の喫煙防止に係る必要な取組等を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○																				
目 標	20歳未満の者の喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。	達成度																																				
	(目標の設定の根拠) 20歳未満の者の喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。																																					
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>20歳未満の者の喫煙防止の観点から、自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別機能付きたばこ自動販売機（以下、「年齢識別自販機」）の導入をたばこ小売販売業の許可の条件としており、<u>2,347</u>の小売店に条件を付与しました（参考指標 1 参照）。また、インターネットにより製造たばこを販売する場合には、予め公的な証明書により購入者の年齢確認等を行った上で販売することを許可の条件としており、41の小売店に条件を付与しました。</p> <p>なお、年齢識別自販機については、令和8年3月のタスポ事業終了を見据え、マイナンバーカード方式による年齢識別装置が導入されるよう、業界団体に対してその検討を促しました。</p> <p>このほか、各地で業界団体が開催する20歳未満の者の喫煙防止に係る会議に参加し、小売店に対して20歳未満の者の喫煙防止を徹底すること等を要請しました。</p> <p>このように、20歳未満の者の喫煙防止に係る必要な取組等を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○																																				
目 標	20歳未満の者の喫煙防止について、関係省庁・団体とも連携しながら、その周知・徹底を図るなど、必要な取組を行います。		達成度																																			
	(目標の設定の根拠) 20歳未満の者の喫煙防止に対する社会的要請の高まりに対応するためです。																																					
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>20歳未満の者の喫煙防止の観点から、自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別機能付きたばこ自動販売機（以下、「年齢識別自販機」）の導入をたばこ小売販売業の許可の条件としており、<u>2,346</u>の小売店に条件を付与しました（参考指標 1 参照）。また、インターネットにより製造たばこを販売する場合には、予め公的な証明書により購入者の年齢確認等を行った上で販売することを許可の条件としており、41の小売店に条件を付与しました。</p> <p>なお、年齢識別自販機については、令和8年3月のタスポ事業終了を見据え、マイナンバーカード方式による年齢識別装置が導入されるよう、業界団体に対してその検討を促しました。</p> <p>このほか、各地で業界団体が開催する20歳未満の者の喫煙防止に係る会議に参加し、小売店に対して20歳未満の者の喫煙防止を徹底すること等を要請しました。</p> <p>このように、20歳未満の者の喫煙防止に係る必要な取組等を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>	○																																				
298	<p>政 1 1 - 1 - 1 に係る参考情報</p> <p>参考指標 1：小売販売業許可申請件数及び同許可件数 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="225 1402 1386 1581"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>2 年度</th> <th>3 年度</th> <th>4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請件数</td> <td>7,094</td> <td>6,700</td> <td>5,933</td> <td>5,153</td> <td>4,471</td> </tr> <tr> <td>許可件数</td> <td>4,212</td> <td>3,456</td> <td>2,873</td> <td>2,717</td> <td><u>2,347</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。</p>			平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	申請件数	7,094	6,700	5,933	5,153	4,471	許可件数	4,212	3,456	2,873	2,717	<u>2,347</u>	<p>政 1 1 - 1 - 1 に係る参考情報</p> <p>参考指標 1：小売販売業許可申請件数及び同許可件数 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="1552 1402 2712 1581"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>2 年度</th> <th>3 年度</th> <th>4 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請件数</td> <td>7,094</td> <td>6,700</td> <td>5,933</td> <td>5,153</td> <td>4,471</td> </tr> <tr> <td>許可件数</td> <td>4,212</td> <td>3,456</td> <td>2,873</td> <td>2,717</td> <td><u>2,346</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所) 財務(支)局等から報告を受けて、理財局総務課たばこ塩事業室で集計。</p>		平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	申請件数	7,094	6,700	5,933	5,153	4,471	許可件数	4,212	3,456	2,873	2,717
	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度																																	
申請件数	7,094	6,700	5,933	5,153	4,471																																	
許可件数	4,212	3,456	2,873	2,717	<u>2,347</u>																																	
	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度																																	
申請件数	7,094	6,700	5,933	5,153	4,471																																	
許可件数	4,212	3,456	2,873	2,717	<u>2,346</u>																																	